

保護者の皆様へ

○ ○ 保 育 園
京 都 市

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急の取組について（4月14日現在）

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、4月7日、政府が緊急事態宣言を発令し、隣接する大阪府・兵庫県が対象区域として指定されたほか、本市でも連日、感染者が確認されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況となっています。

そのような状況に鑑み、子どもの安心・安全を第一に考え、当面の間、保育園等における保育の取扱いについて、下記の要件に該当する世帯を対象にした保育に移行してまいりますので、引き続き、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 当面の間における保育の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

これまで、本市では、保育園等（保育園、認定こども園、小規模保育事業所等）については、お子様及び御家族の生活維持や社会基盤のため必要なサービスであると判断し、施設における感染防止対策を徹底するとともに、自宅での保育が可能な方は登園を控えていただくよう依頼するなど、子どもたちの感染リスクを可能な限り下げの中で、運営を継続してまいりました。

一方、市内の感染状等を踏まえ、更なる感染防止対策を図る必要があります。

(2) 保育の対象世帯

原則として、全ての保護者が①②のいずれかに該当する世帯を対象に、開所します。

① 就労のため、職場への出勤が必要な場合

② 福祉的配慮（障害、出産、介護、その他の配慮の必要な事項）の必要な場合

(3) 自宅での保育の依頼

在宅勤務等、上記①②に該当しない世帯は、家庭で保育いただくようお願いします。

なお、上記①②に該当する場合であっても、お子様の方はもとより、御家族の中で風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）等が見られる方がいる場合は、感染拡大防止の観点から、登園を控えてください。

(4) 上記の適用時期

4月17日（金）から5月6日（水）まで※

※状況が変化した場合は速やかに見直します。

(5) その他

登園を控えていただいた場合でも、子どもの相談等については、さまざまな相談窓口（**別紙1**参照）で受け付けていますので、是非、御利用ください。

2 子育て支援施設の対応一覧

別紙2のとおり

3 感染症対策の徹底のお願い

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
 - ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。
- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
 - 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
 - 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

4 登園前の健康観察の実施等のお願い

- ・ 登園前に、風邪の症状（発熱、咳、鼻水、下痢など）はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ お子様や御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合は当施設に連絡のうえ、登園を控えてください。
- ・ 以下の症状が続く場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、当園まで一報をお願いします。また、医療機関を受診した結果についても、当園まで一報をお願いします。（特に、お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合は、速やかに当園まで御連絡いただきますようお願いいたします。）

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
 - ※ 基礎疾患等がある方や妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

5 その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。